**注記（各会計合算財務諸表）**

**１　重要な会計方針**

（１）固定資産の減価償却の方法

①事業用資産、インフラ資産、リース資産及びソフトウェア

「大阪府公有財産台帳等処理要領」で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

②重要物品

「物品調達システム取扱要領」で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

（２）法人等出資金の評価基準及び評価方法

地方自治法第238条第１項第６号及び第７号に規定する出資金等を、取得原価により計上しています。ただし、時価又は実質価額が著しく低下したものについては、「出資金の減額に関する取扱要領」に基づき相当の減額を行なった後の価額で計上しています。

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産を、取得原価により計上しています。ただし、正味売却価額が取得原価を下回っているときには、正味売却価額で計上しています。

（４）引当金の計上基準

①不納欠損引当金

未収金の回収不能（貸倒）に備えるため、一般債権については、回収不能実績率により、貸倒等懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しています。

②貸倒引当金

貸付金の回収不能（貸倒）に備えるため、一般債権については、回収不能実績率により、貸倒等懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しています。

　　　③退職手当引当金

職員の退職手当に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

④賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。なお、平成29年度決算より「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」によって職員に支給される手当に加え、当該手当に係る法定福利費相当額を基礎に引当金を算定しています。

（５）その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①有形固定資産の計上基準

事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産及びソフトウェアの貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、行政サービス提供能力が著しく減少した場合は、減損会計を適用しています。

②財務諸表の金額の表示

各会計合算財務諸表においては、会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

・地方消費税清算特別会計及び証紙収入金整理特別会計に係る繰出金については、事業収入（特別会計）と

相殺消去した金額で表示しています。

・上記の繰入繰出、債権債務以外にも、1億円以上の会計間の内部取引を相殺消去した金額で表示していま

す（金額基準）。

＜参考：相殺消去対象の拡大に伴う影響金額（単位：百万円）＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成３０年度 | 平成2９年度 |
| 地方消費税清算特別会計 | 332,599 | ― |
| 証紙収入金整理特別会計 | 4,780 | 10,270 |
| 資産の購入（一般会計）と売却（不動産調達特別会計）【金額基準】 | 5,085 | 10,000 |

③出納整理期間

当会計年度に係る出納整理期間（平成３１年4月1日～令和元年5月31日）の取引を当会計年度の取引としています。

④消費税及び地方消費税の会計処理

　　税込方式によっています。

⑤リース資産及びリース債務の計上に係る運用

　　長期継続契約による賃貸借物件のうち、大阪府財務諸表作成基準第15条第5号、第16条第６号及び第17条第5号に規定するファイナンス・リース取引に該当するものについては、リース資産及びリース債務として計上しています。

**２．重要な後発事象**

○　証紙収入金整理特別会計については、平成30年度末をもって閉鎖しました。

〇 大阪府道路公社の西日本高速道路株式会社への路線移管に関連し、同公社に対する出資金の額（69,595百万円）を、第二阪奈有料道路移管時（平成31年4月1日）に19,578百万円減額して、50,017百万円としました。

**３．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの



（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 訴訟内容 |
| 損害賠償請求事件 | ①　原告は、刑事事件で有罪判決を受け服役中でしたが、再審で無罪判決が言い渡された者です。原告は有罪判決を受け服役することとなり精神的苦痛を被った等として、平成２８年１２月２０日に大阪府ほか１名に対して、  連帯して総額１億４,５９７万５,００６円の支払いを求め提訴したものです。  ②　原告らは、傷害致死事件で逮捕及び起訴されましたが、控訴審で暴行罪についてのみ有罪判決が言い渡された者です。原告らは不当に長期間勾留されたことにより精神的苦痛を被った等として、平成３０年9月５日に大阪府ほか２名に対して、連帯して総額１億円の支払いを求め提訴したものです。 |

**４．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況



（２）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの



（３）繰越事業に係る将来の支出予定額



（４）一時借入金の実績額等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月別 | | 借入現在高 |
| 平成30年  平成31年 | ４月末現在  ５月末現在  ６月末現在  ７月末現在  ８月末現在  ９月末現在  10月末現在  11月末現在  12月末現在  １月末現在  ２月末現在  ３月末現在 | 百万円  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0 |

　（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

〇　流域下水道事業特別会計は平成30年４月１日より、「地方公営企業法」に基づく財務規定を適用していることから、各会計合算財務諸表から外れます。

このため対前年度比較のベースとなる会計と整合性を図るため、各会計合算財務諸表の前期末残高から流域下水道事業特別会計分を控除して作成しています。

・控除額

資産　1,040,766百万円

（インフラ資産 971,540百万円、建設仮勘定 24,174百万円、投資その他資産 21,454百万円、他）

負債　 191,896百万円

　　　（地方債 162,214百万円、リース債務 5,675百万円、退職手当引当金 2,393百万円、他）

（公債管理特別会計に計上している流域下水道事業特別会計の地方債　21,408百万円）

〇　地方消費税の都道府県間の清算を一般会計と区分して経理するため平成30年度から地方消費税清算特別会計を設置しました。

〇　国民健康保険制度改革により大阪府が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を図るため平成30年度から国民健康保険特別会計を設置しました。